

申告の準備はお早めに

所得税と住民税の申告受付が、2月から始まります。申告時期になって慌てないよう、早めに必要な書類を準備しておきましょう。

申告の前に準備するもの

給与所得者・年金所得者の方は

- ・平成24年分給与所得の源泉徴収票
- ・平成24年分公的年金等の源泉徴収票
- ※必ず原本を用意してください。

農漁業等の事業を営んでいる方は

- ・事業の収支が分かる書類
- ・経費に計上するものの領収書
- ・償却資産申告書の控え
- ※償却資産の申告は、1月中にお済ませください。

所得控除に必要な書類

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書(旧長期損害保険料を含む。)
- ・国民年金保険料支払証明書
- ・健康保険組合保険料領収書
- ・船員保険任意保険料領収書
- ・平成24年中の医療費領収書
- ※所得金額が20万円未満の方は、年間医療費が10万円を超えなくとも医療費控除の対象となる場合があります。詳しくは、問い合わせください。

震災で被災された方の雑損控除の繰り越しについて

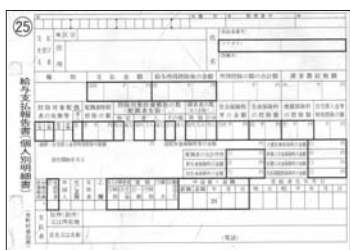
震災により家屋や家財などに被害を受けた方で、平成24年度(23年分)の申告の時に、雑損控除の申告をして所得から引ききれなかった方については、残りの控除額を繰り越して平成25年度(24年分)の申告で繰越雑損控除が

受けられます。繰越雑損控除が適用になる方は、必ず確定申告をしていただくこととなります。その際は、前年の平成24年度(23年分)確定(修正)申告書の控え全部を、忘れないように持参願います。

事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出をお忘れなく

従業員、アルバイト、青色申告の事業専従者などに対して給与等を支払っている方は、給与等を受け取った方が平成25年1月1日現在に居住している市区町村長あてに、給与支払報告書を提出しなくてはなりません。提出期限は、1月31日(木)となっておりますので、忘れずに提出してください。



給与支払報告書は、市区町村長あてに提出し、源泉徴収票は、従業員等へ渡してください。

償却資産の申告は早め

償却資産申告案内書の指定期日での申告をお願いします。指定期日で都合がつかない場合は1月31日(木)までにお願います。

新規事業者が事業用資産(家屋・自動車等は除く。)を取得した場合は償却資産の申告が必要です。

町民税務課課税係
46-1372

障害者控除対象者認定書の交付

所得税及び住民税の申告で障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳等の提示が必要ですが、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた場

合は、同様の控除が受けられます。

◇対象者

- 65歳以上の要介護認定を受けている方で、次のいずれかに該当する方
- ①障害者控除
- ・知的障害者(軽度・中度)に準ずる方
- ・身体障害者(3級・6級)に準ずる方
- ②特別障害者控除
- ・知的障害者(重度)などに準ずる方
- ・身体障害者(1級・2級)に準ずる方
- ・常に就床を要し、複雑な介護を要する状態の方(寝たきり高齢者)

◇申請方法

保健福祉課または歌津総合支所の窓口へ「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入し、保健福祉課または歌津総合支所町民福祉課に提出してください。

おむつ使用確認書の交付

所得税及び住民税の申告でおむつ代の医療費控除を受け

控除を受けている方

※平成23年3月11日以前に要介護認定を受け、以後、認定有効期間を延長されている方につきましては、津波で町保管の介護保険主治医意見書が流失したため、町のおむつ使用確認書の発行ができません。前記の要件に関わらず医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

◇申請方法

保健福祉課または歌津総合支所の窓口へ備え付けの「介護保険主治医意見書記載内容確認申出書」に必要事項を記入し、保健福祉課または歌津総合支所町民福祉課に提出してください。

※申請書の確認には日数を要しますので、お早めに申請手続きをしてください。

保健福祉課高齢者福祉係
46-2601

20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、国が責任をもって運営するとても有利で安心な制度です。

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入手続きが必要なのは

学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方(学生、自営業者等、フリーターや無職の方も含まれます。)は、住所登録している市区町村で手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料は月額14,980円

国民年金の第1号被保険者の平成24年度の保険料額は、月額14,980円です。学生やフリーターで、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

保険料の猶予・免除制度を利用しましょう

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方の本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

石巻年金事務所 ☎0225-22-5117
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

気仙沼税務署からのお知らせ

確定申告はお早めに

気仙沼税務署では、平成24年分の確定申告期における申告書作成会場を1月22日(火)から開設します。本年も昨年同様に大勢の方の来署が見込まれ、所得税の確定申告期限である3月15日(金)に近づくほど会場の混雑が予想されますので、確定申告はお早めをお願いします。

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、ご自宅にいなから所得税や消費税の確定申告書等が簡単に作成できます。作成した申告書等は、「電子申告(e-Tax)」か、「印刷して郵送」で提出をお願いします。

e-Taxならさらに便利!

「電子申告(e-Tax)」は、1月15日(火)から3月15日(金)までは24時間(土日祝も)いつでも申告書を提出できるほか、数々のメリットがありますので、ぜひご利用ください。

「電子申告(e-Tax)」を利用する際には、電子証明書の取得など事前準備が必要になります。詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

気仙沼税務署 ☎22-6780

固定資産評価審査委員会の異動

11月20日(火)に開催された固定資産評価審査委員会において、委員の互選により、委員長に千葉力さん(☎柞沢)、委員長職務代理者に西條勗さん(☎町)が選任されました。

※固定資産評価審査委員会は、地方税法に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために組織された執行機関で、3人の委員で構成されています。

◆問い合わせ

総務課財政係 ☎46-1370